

○西中総務課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより会議を始めさせていただきますと存じます。

本日は、加藤委員が御欠席でございます。

また、麻田専門委員に御出席をいただいております。

以降の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

よろしく願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第157回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は4つでございます。

議題1、「第42回・世界プライバシー会議（G P A）結果報告について」、先ほど御紹介ありましたように、麻田専門委員がいらしていますので、麻田専門委員から御報告をお願いいたします。

○麻田専門委員 ただいま御紹介に預かりました、専門委員の麻田でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

本日は、第42回・世界プライバシー会議の出席結果の報告をさせていただきます。

令和2年10月13日から15日まで、オンライン形式で開催されました、第42回・世界プライバシー会議、いわゆるG P Aに参加いたしました。

本会議では、G P Aの本年の活動成果・今後の動きに関する報告が各所から行われるとともに、本年最大の課題である新型コロナウイルス感染症対策について、特に多くの時間を割いて話し合われました。

また、A Iや顔認証技術といった近年の技術革新の中で生じた個人情報保護に関する課題、及びこれらの課題に効果的に対処するための今後のG P Aの在り方等についても、議論が行われました。

また、最終日には、合計5つの決議案が採択されました。

私からは、G P Aの声明発出に関する手続規則の改定に関して、G P Aがタイムリーに国際的な枠組みとして共同声明を出すことの有益性に言及するとともに、顔認証技術の運営に関しては、個人情報の適切な取扱いの重要性、個人情報を使用するための原則等に係る今後のG P Aにおける議論に貢献する旨の発言を行うとともに、各関連決議案への賛同表明を行いました。

また、G P Aの事務局常設化については、G P Aメンバーに対する前広な情報提供をお願いするとともに、G P Aに対して助言を行うリファレンス・パネル構成メンバーについては、透明性をもって選定するということを求める旨の発言を行いました。

新型コロナウイルス感染症対策関連のセッションにおきましては、新保専門委員より、委員会の取組の紹介及びA Iを含む新たなテクノロジーの活用が重要である旨の発言を行うとともに、関連決議案への賛同表明を行いました。

今後の動きといたしましては、今回決議として採択された内容については、ワーキング・グループ等で議論が継続されるとともに、事務局常設化とリファレンス・パネルの構成メ

ンバー選定に関しましては、今後、各種調整が行われる見込みとなっております。

今回は、オンライン形式の開催でした。通常の国際会議とは、多々異なる点もございましたが、各国DPAのコミッショナー出席の下、参加メンバーによる口頭での発言に加え、チャット機能を通じた発言も行われる等、活発な議論がなされまして、非常に有意義な会議でございました。

なお、次回第43回目はメキシコ、それから、次々回、第44回目はニュージーランドで行われる予定となっております。

私からの報告につきましては、以上でございます。

どうもありがとうございました。

○丹野委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

大島委員。

○大島委員 御報告ありがとうございました。

今、お話がございましたけれども、オンラインでの会議参加ということで、麻田専門委員には、いつもと違ったところもあったと思います。誠にお疲れ様でした。

新型コロナウイルス感染症対策や技術進展に伴う個人情報保護といった課題に対して、委員会としての考えを発信していただく等、積極的な関与を通じ、GPAにおけるプレゼンスが着実に拡大されているものと考えております。

引き続き、GPAにおける様々な議論への参加、あるいは活動に貢献していきたいと考えております。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかに、どなたかございますか。

GPAでは、いずれも非常に今日的な課題において、当委員会のプレゼンスを示すことができたということだと思います。

麻田専門委員、御報告ありがとうございました。

○麻田専門委員 どうもありがとうございました。

○丹野委員長 麻田専門委員は、お疲れ様でございました。どうぞ御退室ください。

○麻田専門委員 どうもありがとうございました。失礼いたします。

(麻田専門委員退出)

○丹野委員長 それでは、次の議題に移ります。

議題2、「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（越境移転に係る情報提供の充実等）」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（越境移転に係る情報提供の充実等）」、資料2に基づいて御説明を申し上げます。

1 ページから4 ページにかけて、改正法における個人データの越境移転に係る制限の概

要及び検討すべき論点について記載しております。

個人データの越境移転に係る制限の制度趣旨を踏まえつつ、「①同意取得時に本人提供すべき情報の内容」、「②移転元の事業者が講ずべき「必要な措置」の内容」、「③本人の求めに応じて提供すべき「必要な措置」に関する情報の内容」について、検討していく必要がございます。

5 ページを御覧ください。

同意取得時に本人に提供すべき情報について、基本的な考え方を記載しております。

まず、改正法においては、「当該外国における個人情報の保護に関する制度」、「当該第三者の講ずる個人情報の保護のための措置」、「その他の当該本人に参考となるべき情報」を同意取得時に本人提供すべき情報としています。

2 点目から緑枠部分にかけてですが、本人の予測可能性の向上という制度趣旨を実現しつつ、事業者の過度の負担とならないように配慮する必要があることも踏まえ、本人への提供を義務づける情報の内容・粒度は、本人が個人データの越境移転に伴うリスクを認識できる範囲のものとするのが考えられます。

7 ページを御覧ください。

「当該外国における個人情報の保護に関する制度」に係る情報提供について、その方向性を記載しております。

1 点目ですが、本人の適切なリスク認識の観点からは、本人にとって分かりやすい情報が提供されることが重要です。

そこで、提供すべき情報は、我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異を認識できる程度の内容・粒度で足りるという方向とし、ガイドラインにおいて適切な内容・粒度を示していくことが考えられます。

点線での囲い部分に、制度の本質的な差異の判断における考慮要素の例を記載しておりますが、考慮要素としては、例えば、「個人情報の保護に関する制度の有無」や「当該外国の個人情報の保護に関する制度についての一定の指標の存在」等が考えられます。

8 ページを御覧ください。

外国制度の調査・確認の手法ですが、事業者にとって、実務上の対応が困難なものとならないようにする観点から、緑枠部分に記載のとおり、委員会規則は、事業者が「適切かつ合理的な方法」により、一般的な注意力をもって調査・確認を行えば足りるという方向で検討することが考えられます。

9 ページを御覧ください。

「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置」に係る情報提供について、その方向性を記載しております。

1 点目から 2 点目ですが、本人にとっての分かりやすさが重要であり、移転先の第三者の講ずる措置の全体についての網羅的な情報までは求める必要はない一方で、我が国の個人情報取扱事業者に求める措置との間に差異が存在する場合には、本人に対して、それが

明確に示される必要があります。

そこで緑枠部分に記載のとおり、提供すべき情報は、個人データの取扱いについて、我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を認識できるようにする方向で検討し、ガイドラインにおいて、適切な内容・粒度を示していくことが考えられます。

11ページを御覧ください。

「その他、当該本人に参考となるべき情報」に係る情報提供について、その方向性を記載しておりますが、こちらについては、個人データの越境移転に関する基本的な事項である移転先の外国の名称の提供を求めることを考えております。

続いて、12ページでは、同意取得時に移転先が特定できない場合等の取扱いについて記載しております。

1点目ですが、同意取得時に、移転先の外国が特定できない場合や、移転先の第三者が講ずる措置についての情報提供が困難な場合でも、その旨及びその理由についての情報提供がなされることで、本人は一定のリスクの存在を認識できます。

そこで1つ目の緑枠部分のとおり、これらの場合には、その旨及びその理由についての情報提供を求めることを考えております。

また、2つ目の緑枠部分のとおり、本人のリスク認識の促進の観点から、移転先の外国が特定できないとしても、例えば、移転先の外国の範囲等、移転先の外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能である場合には、そのような情報の提供を求めることが考えられます。

なお、事後的に移転先の外国や第三者が講ずる措置についての情報提供が可能となった場合には、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望ましいと言えます。

13ページを御覧ください。

移転元の事業者が講ずべき「必要な措置」について記載しております。

基本的な考え方について、2点目から3点目ですが、今回の法改正では、移転先の体制整備を根拠に、個人データの越境移転を行った場合、移転元の事業者には、移転先による個人データの適切な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確にするものです。

14ページを御覧ください。

移転元の事業者が講ずべき「必要な措置」のうち、定期的な確認の実施について記載しております。

1点目から2点目ですが、移転先による個人データの適正な取扱いを継続的に確保するためには、移転元の事業者において、移転先の取扱い状況を適切に把握することが重要です。

また、個人データの取扱いは、移転先が所在する外国の制度の影響を受ける可能性があります。

そこで、移転元の事業者が講ずべき「必要な措置」として、「移転先の第三者による相

当措置の実施状況」や「移転先の第三者の所在する外国における相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度有無」を定期的に確認することを求めることが考えられます。

なお、定期的な確認の頻度については、ガイドラインにおいて、例えば、年1回程度といった目安を示すことを考えております。

続いて、15ページでは、移転元の事業者が講ずべき「必要な措置」のうち、支障時の対応について記載しています。

移転元の事業者が、移転先の取扱いに問題があることを認識した場合、これを是正するように要請するなど、必要かつ適切な措置を講ずるべきと言えます。

また、2点目に記載のとおり、移転先の第三者による相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合、当該第三者は、実質的に基準適合体制を整備しているとは言えないため、それ以降、当該第三者への個人データの提供を停止する必要があります。

したがって、「必要な措置」として緑枠部分に記載の措置を講ずることを求めることが考えられます。

16ページを御覧ください。

本人の求めに応じて提供すべき「必要な措置に関する情報」について、基本的な考え方を記載しております。

緑枠部分ですが、「必要な措置」の内容のうち、本人が移転先の第三者における取扱い状況について把握できるようにする観点から、「移転元の事業者が定期的実施する確認の対象、頻度及び方法」や「移転先の第三者による相当措置の実施に関する支障及び当該支障への対応等」についての情報提供を求めることを考えております。

17ページから18ページでは、具体的な提供すべき情報に関する方向性を記載しております。

また、19ページでは、そのイメージとして、「必要な措置に関する情報」として提供すべき情報の例を記載しております。

私からの説明は、以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

藤原委員。

○藤原委員 越境移転に伴うリスクの把握について、一言申し上げたいと思います。

現行法でも、移転先の体制整備を根拠に個人データの越境移転を行う場合、移転先での適切な取扱いを継続的に確保することを求めているわけですが、今回の法改正は、その責務をより明確にしたものだと考えております。

すなわち、改正法の第24条第2項の制度趣旨というのは、越境移転に伴うリスクの把握について、本人の予測可能性を高めるということ、そのための手がかりを与えることであると考える。

そのため、本人にとって分かりやすい、理解しやすい情報を提供するということなのだ

と思います。

そうしますと、その責務に関して、事業者の方々には、個人データの越境移転に伴うリスクというものを改めて把握していただきたいし、特に、我が国の事業者第三者提供する場合との本質的な差異がどこにあるのかという点の理解は非常に大事だと思います。

そして、委員会としてもその契機となるような仕組みを構築していくことが重要ではないかと考えております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他に、どなたかございますか。

小川委員。

○小川委員 分かりやすい情報提供の重要性について一言申し上げます。

現在、行政のデジタル化が政府にとって、喫緊の課題になっています。

そのデジタル化で大切なことの1つは、行政システムの使いやすさや分かりやすさです。

個人情報に関しましては、個人情報の取得あるいは第三者提供のときの情報の提供を分かりやすくすることは、もちろん大切なのですが、特に、本件のように、外国に個人データを移転する際の同意取得のときには、我が国と制度が異なりますので、本人が容易に理解できること、そして、リスクがある場合には、それがよく分かるようにすることが、本人に情報を提供するときに、とても重要だと思います。

その意味で、我が国の事業者通常求められているレベルとの対比を示すということは、情報提供の方法として有効ではないかと思えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他に、どなたかございますか。

今回は越境移転に係る情報提供の事業者の責務の充実ということですが、今、お二人の委員から御意見を頂きました。

前回までの議論と同様に、現時点での方向性を議論したものであり、まだ決定ではございませんので、本日の議論も踏まえ、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。

議題3、「郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ（税務署提出用）作成事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、説明させていただきます。

番号法により、行政機関の長等が、特定個人情報ファイルを保有しようとするときや、重要な変更を加えようとするときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。

今般、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構から令和

2年11月2日付、機構第976号にて、委員会に対し、全項目評価書が提出されましたので、評価書の内容について、事務局より概要を説明いたします。

今回は、評価の再実施に当たるものです。

機構が実施する「簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ（税務署提出用）作成事務」については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要となります。

概要説明に続き、指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

それでは、資料3-1に基づいて、全項目評価書の概要説明をさせていただきます。

特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、5ページから8ページの「(別添1)事務の内容」に記載されているとおり、支払調書を作成し、税務署に提出する個人番号関係事務です。

今回、事務の内容については、特に変更はございません。

次に、評価の再実施における変更点の概要を御説明いたします。

今回、機構は、5年間の事務の運用実績等を踏まえて、リスクの識別・分析を改めて実施した上で、改正マイナンバーガイドライン等を踏まえた記載内容の充実の観点から、評価書の記載を変更しております。

変更した内容の例として、まず、19ページ「リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」の欄に、携帯端末機からかんぽ総合情報システムへ接続する際には、複数の要素によるログイン認証を行っていること等が記載されております。

次に20ページ「情報保護管理体制の確認」の欄に、委託先及び再委託先を対象として、特定個人情報の取扱いを含めた委託業務の実施状況を監査すること等が記載されております。

また、28ページ「3. その他のリスク対策」の欄に、委託先及び再委託先にて不適正事例が発生した場合の機構の対応として、担当の理事を議長、担当の部長を構成員とする管理業務推進会議において、各種の課題・問題を分析、把握し、理事長に報告することが記載されております。

評価書の概要説明については、以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料3-2に基づき、事務局による精査結果を説明させていただきます。

その上で、評価書を審査いただき、承認するかどうか御審議願います。

まず、表紙の次が目次でございますが、「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から審査しています。

次に、「特定個人情報ファイル（支払調書）」では、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面や、そのリスク対策について、適切に記載しているかといった観点から審査しています。

事務局において慎重に確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、14ページを御覧ください。

主な「考慮事項（細目）」の74番では、個人番号を収集・登録するに当たって、携帯端末機による個人番号の登録を含む複数の入手経路に係るリスク対策について、75番では、ガバナンス等の観点から、委託先、再委託先に対して機構が講じるリスク対策について、それぞれ具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、15ページ上段の【総評】を御覧ください。

これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」又は「該当なし」となりましたので、【総評】として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の【個人情報保護委員会による審査記載事項】を御覧ください。

審査記載事項の案としまして、4点記載しております。

（1）として、リスク対策について評価書に記載されているとおり、確実に実行をする必要があること。

（2）として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり、確実に実行する必要があること。

（3）として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること。

（4）として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の内容の御説明は、以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に対して、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

御質問、御意見がないようですので、本評価書を承認することといたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、「簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ（税務署

提出用)作成事務」の全項目評価書を承認することといたします。

事務局においては、本日の承認を踏まえ、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるように、引き続き、必要な手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

次に、議題4、その他です。

「厚生労働省(特別給付金・特別弔慰金に関する事務)及び健康保険組合(適用、給付及び徴収関係事務)の全項目評価書の公表について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、御報告させていただきます。

厚生労働省が作成しました「特別給付金・特別弔慰金に関する事務 全項目評価書」、産業機械健康保険組合、東京都情報サービス産業健康保険組合及び関東ITソフトウェア健康保険組合が作成しました「適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書」につきましては、第152回の委員会において、東京薬業健康保険組合、東京電子機械工業健康保険組合及び東京実業健康保険組合が作成しました「適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書」につきましては、第154回の委員会において、それぞれ御承認いただいたところです。

これらの7つの評価実施機関の評価書につきまして、承認の際に決定いただいた「個人情報保護委員会による審査」欄への記載事項を各評価実施機関において、評価書に反映していただいております。

今般、厚生労働省が作成しました「特別給付金・特別弔慰金に関する事務 全項目評価書」については、9月17日付、各健康保険組合が作成しました「適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書」については、産業機械健康保険組合は9月24日付、東京都情報サービス産業健康保険組合及び関東ITソフトウェア健康保険組合は9月18日付、東京薬業健康保険組合、東京電子機械工業健康保険組合及び東京実業健康保険組合は9月30日付で、マイナンバー保護評価Web及び各機関のホームページにて評価書が公表され、7つの評価実施機関の全項目評価に必要な全ての手続が終了しましたので御報告いたします。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何か御質問等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。では、報告ありがとうございました。

本日の議題は、以上です。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議は、これで閉会といたします。